

さ情審査答申第261号  
令和6年3月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

令和5年9月19日付けで貴職から受けた、「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約1年が経ちますので決定しているのでしょうか。土地買収の交渉のわかる記録（以下「本件対象行政情報」という。）の全て開示願います。」の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和5年4月13日付け都ま区第151号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示するよう求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書によるとおむね以下のとおりである。

(1) 条例第7条第5号に該当することを理由に、全ての資料の内容を不開示にするのは、条例の適用を誤っています。

さいたま市は令和3年3月12日（都ま区第2881号）にて行政情報一部開示決定を出しています。条例第7条第3号に該当することを理由に一部黒塗りにて開示しています。資料名は「東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」です。過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示しているのです。

(2) 本件開示請求は契約前の用地買収に係わる単価等の資料であり、契約に至っていない情報を公にすることにより、市の権利行使が損なわれる恐れがあるため、不開示としたものである。との処分庁の弁明に対して反論します。

条例第1条（目的）を無視した考え方と言わざるを得ない。

- ・市民の知る権利
- ・市の諸活動を市民に説明する責務
- ・行政情報を共有することにより市民の市政への参加の促進
- ・公正で透明な開かれた市政の発展

と明確に条例第1条（目的）に示されている。

不必要に不開示にすることは第1条（目的）に反する。

契約に至っていない情報でもさいたま市は出せる範囲内で出しています。

例として令和5年6月6日：経商食第152号行政情報不開示決定書に対して2023年6月12日（令和5年6月12日）メールにて不開示決定されたものを情報提供として送付して頂きました。

単価と金額は黒塗りにされていますが情報提供されているのです。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

令和5年3月29日付けで、審査請求人より、「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約1年が経ちますので決定しているのでしょうか。土地買収の交渉のわかる記録の全て開示願います。」について、行政情報開示請求書（以下、「本件開示請求」）が提出された。

区画整理支援課では、本件開示請求に係る行政情報の名称又は内容について、「用地費一覧表」「事業を表示する図面」「不動産鑑定評価書」を特定したが、令和5年4月13日付け、都ま区第151号による本件処分を行った。

特定した行政情報の不開示理由として、条例第7条第5号の市又は国等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報であると判断した。

#### 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「さいたま市は条例第7条第5号に該当することを理由に、全ての資料を不開示にするのは、条例の適用を誤っています。さいたま市は

令和3年3月12日(都三区第2881号)にて行政情報一部開示決定を出しています。さいたま市は条例第7条第3号に該当することを理由に一部黒塗りにて開示しています。資料名は「東武野田線七里駅橋上駅舎及び南北自由通路設置工事に関する施行協定書」です。過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示しているのです。」と主張している。

審査請求人が「過去に同じ七里駅に関する費用が記載された物を開示している」と主張する文書は、令和3年2月26日に審査請求人から行政情報開示請求書(以下、「令和3年2月26日の開示請求」)が提出され、区画整理支援課で令和3年3月12日付け、都三区2881号で行政情報一部開示決定(以下、「都三区第2881号の処分」)を行ったものである。

令和3年2月26日の開示請求については、既に契約済の協定書に係る開示請求であったため、都三区第2881号の処分により一部開示を行った。対して、本件開示請求は契約前の用地買収に係る単価等の資料であり、契約に至っていない情報を公にすることにより、市の権利行使が損なわれるおそれがあるため、不開示としたものである。

また、土地の買収に関する交渉記録は、開示請求日時点では交渉開始前であり作成されていない上、それに関連する資料についても交渉開始前となることから、相手方にも現状公開していない情報となっている。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が令和5年3月29日に開示請求を行った「東武野田線七里駅の橋上化に伴う自由通路新設に伴う東武鉄道の土地の買収について昨年は東武鉄道とまだ交渉中だと聞いていました。約1年が経ちますので決定しているのでしょうか。土地買収の交渉のわかる記録」である。

実施機関は、本件対象行政情報として「用地費一覧表」、「事業を表示する図面」、「不動産鑑定評価書」を特定し、条例第7条第5号に該当するとして不開示決定を行った。

審査請求人は本件処分を取り消し、開示するよう求めるとして審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 本件対象行政情報は、個別具体的な資産である土地の買収に係る交渉前の記録であり、元々公表することを前提としているものではない。そのような記録を交渉前に公表することとした場合には、交渉相手との信頼関係や協力関係を損ない、本件の土地買収交渉事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるのみならず、今後実施する土地買収交渉事務の

適正な遂行にも支障が生じかねないものと認められる。

(2) そうすると、本件対象行政情報が、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

#### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和 5年 9月20日	諮問の受理（諮問第598号）
②	令和 5年12月21日	審議
③	令和 6年 1月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和 6年 3月21日	審議

#### さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	中 澤 和 美	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士
委 員	龍 由 紀 子	弁護士

(五十音順)